

1歳6か月児健康診査実施要領

(目的)

第1条 身体の発育、精神発達、運動発達、知的発達、情緒発達の著明な1歳6か月児に健康診査を実施することにより、運動機能、言語の発達、精神発達の遅れ及び視聴覚の障害をもった幼児を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養及び育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業は神戸市が実施し、その主管課はこども家庭局家庭支援課とする。

2 主管課は区保健福祉部および北神区役所保健福祉課（以下、「区保健福祉部」という。）、医療機関並びに関係機関と緊密に連携し、その積極的な協力のもとに事業を推進する。

(実施対象者)

第3条 一般健康診査及び歯科健康診査の対象者は、神戸市内に住所を有する満1歳6か月を超え、満2歳に達しない幼児とする。

(実施機関)

第4条 区保健福祉部において実施する。

(診査項目等)

第5条 一般健康診査

- (1) 身体発育状況
- (2) 栄養状況
- (3) 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- (4) 皮膚の疾病の有無
- (5) 四肢運動障害の有無
- (6) 精神発達
- (7) 言語障害の有無
- (8) 予防接種の実施状況
- (9) 育児上問題となる事項（生活習慣の自立、社会性の発達、しつけ、食事、事故等）
- (10) その他の疾病及び異常の有無

2 歯科健康診査

歯科健康診査は、歯の疾病及び口腔内の異常の有無について行なうものとする。

3 精密検査

「乳幼児健康診査精密検査実施要領」によるものとする。

(実施方法)

第6条 問診票等の交付

区保健福祉部は、1歳6か月児健康診査問診票(以下、「1歳6か月児健診問診票」という。)を健診日の約1か月前に該当する幼児の保護者に健診案内とともに個別に送付する。

2 健康診査の実施

交付を受けた幼児の保護者は、必要事項を記入のうえ1歳6か月児健診問診票を区保健福祉部に提出して受診する。

3 精密検査

一般健康診査及び歯科健康診査の結果、精密検査を要すると診断されたものに対して、精密検査を行うものとする。

附 則

この事業の実施にともない1歳6か月児健康診査実施要領(昭和56年4月1日実施)を廃止する。

この要領は、平成10年4月1日から実施する。

この要領は、平成14年4月1日から実施する。

この要領は、平成16年4月1日から実施する。

この要領は、平成17年4月1日から実施する。

この要領は、平成24年4月1日から実施する。

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

この要領は、令和2年4月1日から実施する。

この要領は、令和4年4月1日から実施する。